山梨県立大学環境委員会規程

(平成29年4月1日制定 大学第6010号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学委員会規程第9条の規定に基づき、 環境委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

- 第2条 委員会は、山梨県立大学(以下「本学」という。)の環境管理に関する次の事項を審議する。
 - (1) 大学の環境方針に関する事項
 - (2) 大学の環境目標・実行計画に関する事項
 - (3) 環境報告書に関する事項
 - (4) その他学内環境管理に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 各学部教授会が選出した専任教員
 - (2) 学内環境を担当する職員
 - (3) その他環境委員長が指名する者

(学生委員会)

- 第4条 委員会に必要に応じて学生委員会を置くことができる。
- 2 学生委員会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。